

○飯塚市老人クラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱

平成24年4月17日

飯塚市告示第145号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の高齢者福祉の振興に資する飯塚市老人クラブ連合会(以下「飯老連」という。)の活動を助成するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、高齢者の知識及び経験を活かした生きがいと健康づくりのための多様な社会活動及び高齢者相互支援活動で、明るい長寿社会づくりに資する飯老連、支部及び単位クラブの活動並びに活動推進員の設置に関する事業とする。

(補助の基準)

第3条 前条に掲げる補助金の額は別表に定めるところによる。

2 単位クラブ数とそれに属する会員数については、当該年度の4月1日を基準日とする。

(補助金の交付時期)

第4条 補助金の交付については規則第17条第2項の規定により、前期・後期の2期に分け、両期間中に前払いができるものとする。

(実績報告)

第5条 飯老連は、補助金の交付を受けた場合、規則第13条の規定により当該年度終了後、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、高齢者ネットワーク推進事業に係る実績報告は、福岡県老人クラブ連合会に提出する報告書等の写しの提出をもって、実績報告に代えるものとする。

(帳簿の備付け)

第6条 飯老連は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(事業報告の聴取等)

第7条 市長は、飯老連の補助事業に係る活動及び経理の状況に関し、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式その他の補助に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(飯塚市高齢者社会活動推進事業等補助金交付要綱及び飯塚市老人クラブ活動推進員設置事業補助金交付要綱の廃止)

2 飯塚市高齢者社会活動推進事業等補助金交付要綱(平成18年飯塚市告示第77号)及び飯塚市老人クラブ活動推進員設置事業補助金交付要綱(平成18年飯塚市告示第78号)(以下「旧要綱等」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行日の前日までに廃止前の旧要綱等の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第3条関係)

補助金の名称	補助金の限度額
<p>1 高齢者社会活動推進等事業</p> <p>(1) 老人クラブ助成事業</p> <p>(2) 飯塚市老人クラブ連合会活動促進事業</p> <p> ア 連合会活動助成</p> <p> イ 会員助成</p> <p> ウ 支部クラブ助成</p> <p>(3) 健康づくり事業</p>	<p>(1) $5,000円 \times 単位クラブ数 \times 12月$</p> <p>(2)</p> <p> ア 連合会分 予算に定める額</p> <p> イ $72円 \times 加入会員数$</p> <p> ウ $4,000円 \times 支部の単位クラブ数$</p> <p>(3) 予算に定める額</p>
<p>2 高齢者地域ネットワーク推進事業</p>	<p>予算に定める額</p>
<p>3 老人クラブ活動推進員設置事業</p>	<p>予算に定める額</p>